

宅地開発事業等における提出書類について

< 廃棄物指導課 >

宅地開発事業等の詳細を確認するため、下記の書類をご提出ください。必要な書類は事業内容により異なりますので、廃棄物指導課にてお尋ねください。

なお、必要な提出部数は3部（正本1部、副本2部）です。

【共通】

1. 事業者からの誓約書

- ◆ 誓約書が提出書類の鑑になります。
- ◆ 誓約書の書式は窓口にてお渡しします。

2. 船橋市宅地開発事業事前審査申請書及び開発計画概要の各写し

- ◆ 土量計算により算出した土量数値を計画概要書の土砂搬入計画の欄に記載してください。
- ◆ 盛土面積（搬入土）の欄には搬入土による盛土又は埋土の面積を記載してください。

3. 位置図

- ◆ 事業の位置図（1/2500）を添付してください。

4. 公図写し（事業者と土地所有者が同一の場合は不要）

- ◆ 土地の所有者氏名、住所、面積、地目を記載してください。

5. 土地の求積図

- ◆ 事業の区域全体の面積を求積した求積図及び求積表を添付してください。

6. 現況図

- ◆ 事業区域の現況の高さ等を確認できる現況図を添付してください。

7. 土地利用計画図（配置図）

- ◆ 事業の土地利用計画書又は配置図を添付してください。

8. 造成計画平面図

- ◆ 盛土部又は埋土部（赤色）、切土部（黄色）、根切土部（黄緑色）に着色してください。
- ◆ 搬入土による盛土又は埋土を行う場合はその部分を斜線表示してください。

9. 造成計画断面図

- ◆ 盛土部又は埋土部（赤色）、切土部（黄色）、根切土部（黄緑色）に着色してください。
- ◆ 搬入土による盛土又は埋土を行う場合はその部分を斜線表示してください。

10. 土量計算書

- ◆ 盛土量又は埋土量、切土量、根切土量、搬入土量、搬出土量の計算をし、開発計画概要に記載した土量数値の根拠を明確にしてください。

11. 排水平面図

- ◆ 排水平面図を添付してください。

12. 雨水貯留槽・雨水調整池等の構造図（構造物を設置する場合）

- ◆雨水貯留槽等の構造物を設置する場合は、その構造図を添付してください。

13. 道路計画縦断図（道路を敷設する場合）

- ◆事業の区域内で道路を敷設する場合は、道路計画縦断図を添付してください。

【土砂等の搬入がある場合】

14. 搬入土による盛土又は埋土する区域の求積図及び求積表

- ◆搬入土により盛土又は埋土をする区域を明確にし、その区域の求積図及び求積表を添付してください。

【宅地開発事業が完了した後、事業場として使用する場合】

15. 廃棄物保管場の配置図

- ◆事業で発生した一般廃棄物と産業廃棄物の区分けを明確にし、保管場の位置がわかる図面を添付してください。

【浄化槽を設置する場合】

16. 浄化槽協議事項確認表

- ◆廃棄物指導課にて協議を行う際に記入していただきます。